千葉 Crime Victim Support

千葉CVSニューズレター

千葉県公安委員会指定　犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター　2015年9月　第22号

平成27年度第1回理事会・総会の開催

理事会　平成27年5月24日（日）　午後1時～
総　会　平成27年6月12日（金）　午後3時～
議　案　平成26年度事業報告・決算報告等について審議がなされ、可決承認されました。

平成26年度事業報告

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

1　被害者等に対する事業

受理件数　1，849件

内訳		
	電話相談	1，507件
	面接相談（カウンセリング）	68件
	直接的支援	274件

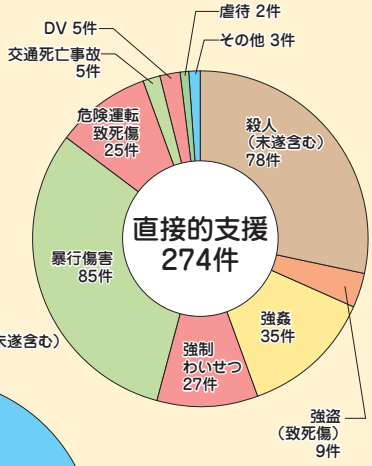

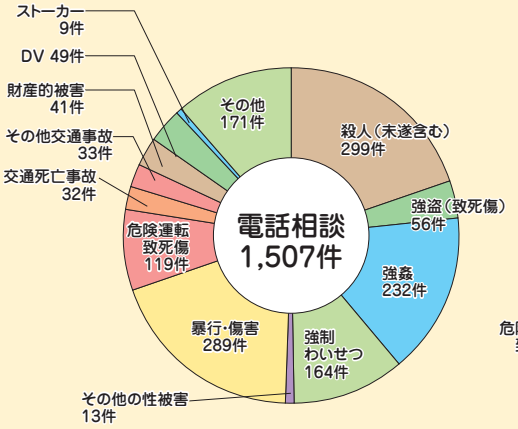

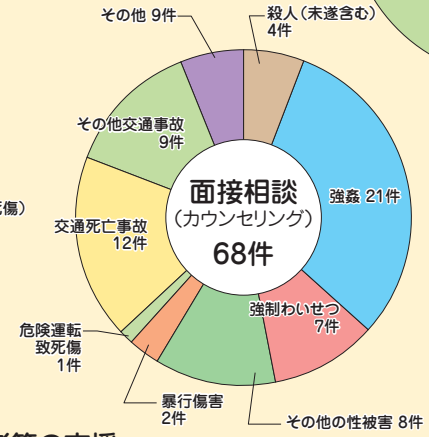

2　関係機関・団体等との連携による被害者等の支援

（1）警察及び関係機関・団体等との連携
　被害者等の同意に基づく警察提供事案の迅速的確な支援（17件）
（2）認定NPO法人全国被害者支援ネットワークとの連携

目　次

平成26年度事業報告書 …… p1・2
研修・公開講座 …… p3
被害者の声 …… p4～8
センターの活動内容 …… p9
ご支援・ご協力のお願い …… p10・11
キャンペーン活動 …… p12

3　被害者支援に関する広報啓発活動

(1) 機関紙「千葉ＣＶＳニューズレター」の発行（№21）

(2)「公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター 10年の歩み」を作成した。

(3) 各種行事やキャンペーンでリーフレットや広報啓発物品を配布した。

(4) 当支援センターの事業内容や活動状況等について、ホームページを更新して最新の情報を発信した。

(5) 新聞や関係機関団体等の広報紙を活用した広報啓発活動を行った。

(6) 講演会等の開催

㋐千葉県との共催で、当センター設立10周年を記念して「千葉県民のつどい」を開催した。

㋑関係機関団体の会議・研修会での講演

各警察署犯罪被害者支援連絡協議会　14警察署

各警察署の例会議等での教養　3警察署

警察学校の専科教養及び連携機関等　15回

4　被害者自助グループへの支援

5　被害者等の支援活動に携わる相談員・直接支援員の人材育成

(1) ボランティア養成研修（入門編）

1日5時間の研修を千葉市ほかで3回実施（受講者44名）

(2) 支援員養成研修（初級編）

1日5時間の研修を千葉市で6日間実施（受講者13名）

(3) 相談員養成研修（中級編）

相談員を対象に、相談電話及び直接的支援に必要な知識とスキルを持って的確に対応すること等を目的として、事例検討を23回、57時間実施した。

(4) 相談員等の継続研修

相談員及び直接支援員に対して、連携機関等の有識者を招聘し、更なる支援技術の向上を目的として、継続研修を30回、60時間実施した。

(5) 認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク主催の各種研修会への参加

○関東・甲信越ブロック研修会　○全国研修会　○コーディネーター研修会

6　他機関職員の研修会の開催

千葉県と連携し、県及び市町村の相談関係機関の職員を対象とした研修会を開催した。（初心者向け～受講者44名・経験者向け～受講者13名）

7　財政基盤の充実

ファンドレイジング推進員11名が中心となり、地方公共団体及び各企業、県民への賛助会員募集を行うとともに、各種施設・店舗等への「募金箱」及び「犯罪被害者支援清涼飲料水自動販売機」等の設置依頼を推進した。また、「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」への参加・千葉県共同募金会への助成申請・各キャンペーン時に募金活動等を行う等更なる財政基盤の拡充を図った。

26年度末で、法人会員121社・個人会員654名、募金箱303個、自動販売機83基

決算報告（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

	科目	当年度	前年度	差異
経常収益	会費	6,336,853	6,963,600	△ 626,747
	補助金等	11,757,028	12,000,800	△ 243,772
	寄附金	9,206,374	8,477,973	728,401
	雑収入	3,636	3,767	△ 131
	経常収益計	27,303,891	27,446,140	△ 142,249
経常費用	事業費	21,535,990	20,803,693	732,297
	管理費	4,250,063	6,467,610	△ 2,217,547
	経常費用計	25,786,053	27,271,303	△ 1,485,250
当期経常増減額		1,517,838	174,837	1,343,001

千葉県主催　「県・市町村相談関係機関職員研修」

①日時　平成 27 年 6 月 26 日（金）　午前 9 時 30 分～午後 4 時
場所　千葉県南庁舎

県・市町村の相談関係機関職員が、犯罪被害者等支援に対する理解を深めるとともに、犯罪被害者等からの相談を受け、支援を実施するに当たっての知識・技術を向上させるための初心者研修会を開催し、41 名の担当者が受講しました。

②日時　平成 27 年 7 月 2 日（木）
午前 9 時～午後 4 時
場所　千葉市中央区中央ＵＮＩビル

基礎的な知識・技能を有する職員を対象とした経験者研修会を開催し、21 名の方々が更なる支援技術等の向上を目指して受講しました。

千葉県主催　「犯罪被害者支援員養成講座」

犯罪被害に遭われた方に対する理解と支援の知識や技能を習得することを目的とした養成講座（入門編・公開講座）を 3 回実施し、多数の受講者がありました。

第 1 回　平成 27 年 7 月 26 日（日）
千葉市ＵＮＩビル
第 2 回　平成 27 年 8 月 2 日（日）
市川市市川公民館
第 3 回　平成 27 年 8 月 9 日（日）
千葉市ＵＮＩビル

その後 9 月 30 日（水）から毎週水曜日 6 回、養成講座（初級）を実施します。

《弁護士相談》

犯罪被害者等からの、損害賠償請求やその他法的な問題についての相談に、弁護士が直接対応する「無料弁護士相談」を毎月 1 回開設しています。

「被害者の声」を聞いてください

～松戸市 千葉大学生強盗殺人・放火事件～

平成21年10月21日、松戸市において一人暮らしをしていた荻野友花里さんが殺害されました。犯人は強盗強姦、強盗致傷等を繰り返し、11月に逮捕されました。裁判員裁判が行われ第一審では死刑判決が下されました。

しかし、東京高等裁判所は一審の判決を破棄し無期懲役とし、そして本年２月最高裁判所で確定しました。事件から５年余を経た現在、母親である荻野美奈子さんの心境をお伝えします。

娘を殺されて

命ある限り娘の無念を訴える

荻野　美奈子

〔警察からの電話〕

平成21年10月23日、金曜日

その日は穏やかな秋晴れの日だった。夫は庭で植木の手入れをしており、私は仕事に行く前に家事を済ませようと、慌ただしく動き回っていました。午前9時頃だったでしょうか家の電話が鳴り、受話器をとると「荻野友花里さんの実家ですか」と、最初に娘の名前を言われ、矢継ぎ早にこちらの住所と名前、娘の当時住んでいたアパートの所在等を確認後「松戸警察の〇〇です。荻野友花里さんの自宅が火事で友花里さんが焼け死にました。遺体の確認に来て下さい」あまりに唐突な電話の内容に頭がついていかず、(この人一体何を言ってるの？友花里が死んだ、それも火事で焼死、そんな事ある訳ない、あるはず無い。全身の力が抜けていく中、何が何だかわからないまま) きっとこれイタズラ電話に違いないわと、思い直し、相手の電話番号を聞き、おり返し電話をすることにしました。するとやはり「松戸警察の〇〇です」と、同じ方が出られ、もう一度娘の事を話されました。何度聞いても何を聞いても全く信じる

事が出来ません。外にいた夫に「友花里が焼け死んだんだって」と、言うのが精一杯。「何言うとんのや！」と、叫ぶように私の所に来ました。私達のやりとりを警察の方が聞かれていて、私では埒があかないので「他にどなたかいらっしゃるなら代わって下さい」と、言われたので夫にかわりました。「遺体の確認に今すぐ来て欲しい」という事で、急いで千葉まで向かうことになりました。とても信じることが出来ない。何かの間違いにちがいない、それを確かめに行く。そんな思いで夫を駅まで送りました。私も一緒に行きたかったのですが、わが家には障害のある友花里の兄がいるので私は同行できませんでした。彼を一人にすることは出来ず、夫からの連絡を待つことにしました。

一人になると不安に押しつぶされそうで、娘の携帯に何度も何度もかけ続けましたが「電源が入っていません」と、メッセージが流れるだけで、つながる事は一度もありませんでした。これはきっと夢、悪夢なんだと自分に言いきかせていました。2日前の21日に娘からのメールが来ていました。なんで友花里が死ぬのよ、あの元気な子が死ぬはずない。そやけど…そういえば後のメールは空メールやった。あんな事今まで一度もなかったなぁー。嘘、うそ！あの子が絶対死ぬわけない！だんだん大きくなってくる不安でパニックに陥っていました。

〔事件について〕

夕方やっと私の携帯に連絡がありました。夫からではなく義弟からでした。「写真を見たら友花里に間違いない。明日朝一番にこちらに来て欲しい。荻野さん（夫）は今、とても話せる状態じゃない」と。（仙台に出張中の義弟と関東にいる弟には松戸警察に行ってくれるように連絡をしていました。）

その夜は寝ることも出来ず、ただ横になって朝が来るのを待ちました。新幹線の中で、何で火事になったんだろう、なんで焼け死ぬの、眠りこけていて気がつかなかったのか。無事ではないと連絡は受けていたが、娘の顔を見るまでは誰に何を言われても生きている事しか考えることが出来ませんでした。

松戸に着いて警察から「火事ではなくて殺人事件だ」と、説明を受けたのですが、その時のことはよく覚えていません。殺人事件という言葉の意味は解っても、それが娘とどう結びつくのか混乱していたように思います。

「娘に会わせて下さい」と、強く言ったと思いますが「司法解剖が終るまでは会えません」と、言われました。会うために来たのに！一目だけでも娘の顔が見たい。一刻も早く。

どのような状況で娘が殺されたのかは全くわかりませんでした。夫は自分の感情を抑えきれず、どなりちらすし、泣いてばかり。

平成21年10月21日、娘は殺害されその後、体に火を放たれ、部屋もろとも焼かれました。

私達家族にとって娘の存在はとても大きな力となっていました。特に自立が難しい自閉症という発達障害がある息子にとっては、私達親がなき後は娘に支えてもらう、娘がいるというだけで安心して生活が出来ていました。

平成18年4月、大きな夢を抱いて大学に入学。充実した学生生活を送り、後5ヶ月で卒業という時に自宅アパートで無残な最期を遂げました。殺人犯が部屋で待ち伏せしているなんて誰が想像できたでしょうか。前日は友人宅に泊まり21日は授業の準備の為一度帰宅をし学校に行く予定だったのでしょう。

包丁とストッキングを手元に置き、娘が帰るや否や自分のやりたい放題、包丁で脅かされ続け、とてつもない恐怖の中で全てを奪われました。裸にされ、手足を縛られ、女性として、人としての尊厳も傷つけられ、金品を盗られ、キャッシュカードの番号を言わされ挙げ句の果てに三度も深く鋭く胸を刺され殺されました。司法解剖によると一撃目でこと切れていたと。肋骨は真っ二つに切られていました。娘は助けを求め続けたに違いありません。「お母さん、お父さん、お兄ちゃん！」私は自分が生きている限り犯人を許しません。

娘を殺した犯人は、強盗・強姦・強盗致傷等で、懲役7年の刑を2回、そして娘の事件をおこした時は、9月1日に2度目の刑を終え満期出所してから1か月半程でした。逮捕されるまでの2か月半の間に、＜住居侵入、強盗強姦、強盗致傷、強盗強姦未遂、監禁、窃盗、強盗殺人、建造物侵入、現住建造物放火、死体損壊＞等々たて続けに凶悪犯罪を重ねていました。根っからの悪人です。

〔裁判員裁判の意義〕

娘の事件は殺されてから1年8ヶ月後にやっと裁判員裁判が行われました。私と夫は被害者参加制度を利用して、物言えぬ娘に代わり、共に臨みました。平成23年6月8日から始まった裁判は、1か月をかけ、本当に丁寧に、しっかりと審議され、厳しく的確な裁判でした。夫も私も意見陳述をし、被告人質問もしました。被害者参加をしたことで、娘や私達の無念さが、裁判官や裁判員の皆様に伝わったと思います。判決の日、裁判長から「主文は後回し」と発せられた時には「死刑」だ！この国には間違いなく正義はある。と、確信しました。裁判員裁判が導入された意義があったと心

底思いました。

公判中に「死刑」の判決が出たら従うと何度も言っていた被告人は即刻控訴してきました。

一審の裁判の後2年待たされ、東京高裁での公判は、これといった審議もされず、たった一回で終り、4ヶ月後に判決がありました。その時、被告人は出廷もしませんでした。

長い間待たせた挙句に「死刑」は破棄。

「無期懲役」にする。村瀬裁判長が言ったその瞬間、私も夫も「なぜそんな事になるのか」頭がまっ白になり、悔しさと無念と憤りでいっぱいになり、判決理由など頭に入ってきませんでした。何度も何度も娘の最後を思うと、このままでは終わらせない。何も訴える事が出来ない娘に代わって私が娘の思いの何分の一でもいいから正義を、人の道を強く訴えないといけない。検察に上告を願い、後日それが聞き入れられ、最高裁に判断を委ねました。

弁論が開かれる事を信じ、一日千秋の思いで待っていました。今年の2月4日に上告棄却の知らせが被害者参加弁護士を通してありました。高裁の判決支持と決定した、と。その理由には呆れてしまう。殺害直前の経緯や動機がどうであったか問われるところで、この点が明らかになっていない。死刑には常に慎重さと公平性が求められる。犯行態様が執拗で冷酷非情なものであったとしても第一審の死刑の判断は合理的なものとは言い難いところである。

私なりに平たい日本語で言うと、何の非もない抵抗も出来ない娘を残虐に殺した犯人に対して、殺したのには何か理由があるだろうからそれがわからないと死刑にはできない。殺したのはたった一人ではないか。それも成りゆきで殺しただけじゃないか。

こんな風に高裁や最高裁の裁判官は言っているのです。人の命を何だと思っているのか。被害者の命は殺人犯の命よりそんなに軽いのか。そんな判決しか出せない高裁や最高裁に被害者の命の貴さは、到底わかるはずもない。

凶悪な犯人の人権を守ってまた被害者が出たら誰が責任を取るのか。無責任な判決は出さないで下さい。法律家の積み重ねてきた判決理由では一般人には通用しません。裁判員裁判の意義・役割を考えるなら一審の裁判員裁判の判決をもっと重く、真摯に受け止めるべきです。被害者の無念は裁判でしか果たせないのをどれだけわかっているのでしょうか。法律や裁判は決して悪い事をした者に優しくあってはならないのです。全てを無しにされた被害者がどれほど無念で悔しいか。

〔支援センターとのつながり〕

センターの方と初めてお会いしたのは2度目に松戸に行った時でした。12月7日の四十九日を前に友花里の荷物整理をしに行った時、警察本部の被害者支援室の方と一緒に紹介を受けました。「困った時には何でも御相談下さい」と、リーフレットも頂きました。

自分達のおかれている状況が被害者遺族であることすらまだ実感がありませんでした。温厚でどんなことでも受容して下さる優しさを感じたのは確かでした。何もかもわからない事だらけの私達にとって、どんな質問にもていねいに、わかり易く説明して下さり、対処方法も一緒に考えて頂きました。少しでも私達の気持ちが安らぐように常にお心づかいをして下さるのです。誰にも言えなかった事を私も夫もそれぞれが自分の思いを打ち明けることができました。千葉と兵庫の距離は随分遠いと感じていますが、心のつながりは日に日に太く近くなってきたような気がします。

いつも穏やかに接して頂きどれ程安寧な日々が送れたことか。電話をかけてきて下さるタイミングの良さには本当に驚きました。

困っている時に必ずと言っていい程センターから様子伺いをして下さるのです。全て解決は出来ずとも話をするだけで、また力がわいてきました。一般人には普段あまりかかわりのない、経験もない裁判のこと、弁護士の事、法律的な手続き等、何から何まで教えて頂き、時として毅然とした態度で、検察官や弁護士にも被害者側の考えや意見を述べて下さいました。不慣れな東京や千葉の地に足を運ぶ度、宿の手配から付添いまでいつも必ず私達と共にいて下さる心強い味方です。事件から6年目になろうとしてますが、今日まで何とか乗り切ってこれたのは、センターの御支援があったからこそです。裁判は全て終わり、残念ながら納得のいく結果ではありませんでしたが、センターとの結びつきが心のより処となって、いつまでも甘えています。

犯罪被害者の遺族にとって、生きている限り、悔しさ・無念さ・自責の念・苦しみの中日々生活を送らなければならない事は、これからも続いていきます。年月が経てば、その分更に深く大きなものになってくるのです。

被害者側にとってはセンターの御支援はなくてはならない存在なのです。

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターは、犯罪被害に対する専門的知識、技術を備えた犯罪被害相談員等が相談や多様な支援活動を行っています。

具体的な活動内容については、公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター事務局（TEL 043－225－5451）にお問い合わせください。

秘密厳守　無料

電話相談・面接相談

専門的な訓練を積んだ相談員がご相談に応じます。

病院・警察・裁判所などでの付き添い

必要に応じて、病院、警察、検察庁、法廷に付き添います。これらの場所で必要な各種手続きのお手伝いをします。

自助グループへの支援

同じような被害にあわれた被害者や家族・遺族の方に交流場所を提供したり、運営の手伝いをしています。気持ちを共有したり表現できる場が被害者の回復の一助になります。

公的手続きのお手伝い

犯罪被害者等給付金の申請補助や行政手続きなどのお手伝いをします。

カウンセリングの提供

カウンセリングを必要としている方には専門家が相談に応じます。

被害者支援活動に関する広報啓発活動

被害者の置かれた状況と、支援の必要性を社会に広く伝えるため、加盟団体では地域性を生かした広報・啓発活動を実施しています。

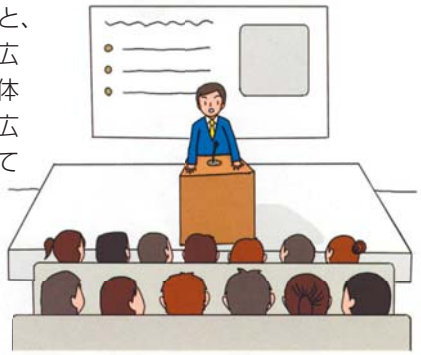

お　願　い

ファンドレイジングにご協力を

当センターでは、今年度ファンドレイザー５名が県下の54市町村役場・39警察署・法人様などを訪問してご支援のご依頼をしております。

県民の皆様の温かいご支援、ご協力をお願い申し上げます。

賛助会費・寄付のご案内

賛助会費　■法人（団体）１口　２万円
　　■個人　　１口　２千円

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターでは犯罪被害者に対する支援の輪を広げるため、賛助会費・寄付を募っています。

(平成27年4月1日現在、賛助会員(個人)643名、(法人)123社)

ゆうちょ銀行・郵便局に備え付けの払込用紙に住所・氏名・電話番号、賛助会費または寄付の別を明記し、下記口座番号までお振り込みください。

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター
《口座番号》00130−5−591584

なお、専用の払込用紙を用意してありますので、事務局までご連絡いただければご送付いたします。

事務局　TEL 043 (225) 5451

ご加入頂きました皆様には、「賛助会員証」をご送付いたします。

また、当支援センターのニューズレターを送付いたしますとともに、「千葉県民のつどい」などの行事や催しなどの情報を適宜お知らせいたします。

なお、法人会員様には、「賛助会員証」をお送りすると共に、「賛助会員の章」のプレートをお送りしますので、事務所などに掲出していただき、社会貢献の証としていただきますようお願い致します。

「募金箱」の設置

犯罪被害者支援の財源確保のため募金箱の設置をしていただける施設や企業のご協力をお願いしています。是非ご紹介をお願いします。

(平成27年4月1日現在、303台置いて頂いてます)

「清涼飲料水等販売機」の設置

設置されております自動販売機の売り上げの一部を寄付していただくものです。

また、当該販売機に犯罪被害者支援活動について広報啓発文を掲出いただき、皆様に支援活動のご理解をお願いしているところです。

提供していただけます自動販売機を指定していただければ、自動販売機の会社様との手続等は当支援センターで行いますので、お手数はおかけいたしませんので宜しくお願い致します。

(平成27年4月1日現在、85基のご協力を頂いてます)

事務局へご連絡いただければお伺いし、ご説明させて頂きます。TEL043(225)5451

当センターは平成23年4月1日に公益社団法人に認可されましたので、会費や寄付金等は所得税法上の特定公益増進法人に対する寄付の優遇措置(所得税法第78条)及び地方税における寄附優遇措置の対象となります。

ホンデリング
～本でひろがる支援の輪～

あなたの本のご寄付で、
犯罪被害に遭われた方々への支援の輪が広がります。

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター

あなたの本が、犯罪被害に遭って身体や心を
傷つけられたり、大切なものを失ったりして
苦しんでいる方たちへの支援活動へつながります。
犯罪被害に遭われた方が安心した生活を
取り戻せるように、力を貸してください。

ホンデリング～本で広がる支援の輪～の流れ

古本を寄贈 → 古本の集荷・仕分け・査定 → 活動費用へ

→ VALUE BOOKS → 認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワーク → 公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター

５冊から送料無料　　買い取り相当額の寄付

お申込み方法

1 不要になった書籍を段ボールや紙袋に詰めます。申込書をご記入の上、本と一緒に入れます。
申込書については、当センター事務局（Tel.043（225）5451）へご相談いただければ送付いたします。

※ダンボールが複数になる場合でも、申込用紙は1枚で大丈夫です。
※古本は5冊から、着払いで受け付けます。
※18歳未満の方は、保護者の方にお願いしてお申し込みください。

以下の本は取り扱えませんので、ご注意ください。

ISBNのない本、百科事典、コンビニコミック、個人出版の本、マンガ雑誌、一般雑誌は取り扱いできません。

9870123456789
ISBN978-4-1234-5678-9
ISBN見本

2 株式会社バリューブックス 0268-75-9380 に電話。
「ホンデリングに申し込みたいのですが…」と、お伝えください。

電話受付時間
月～土　10:00～19:00
日　　10:00～17:00

宅配業者がご指定の時間に引き取りにうかがいます。
※ヤマト運輸の集荷を手配します。

3 株式会社バリューブックスにて、市場価格を考慮して査定され、買い取り相当額が、
株式会社バリューブックスから認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワークに寄付されます。

4 当センター分が、認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワークから
公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センターに送金されます。

相談・支援…

無料
秘密を守ります

電話相談
カウンセリング（要予約）
面接相談（要予約）
付き添い

月曜日～金曜日　祝日、年末年始を除く
午前10時～午後4時

相談電話番号　**043－225－5450**

※詳しくはホームページ
「千葉CVS」をご覧下さい。

犯罪被害者週間

平成27年11月25日（水）～12月1日（火）

千葉県民のつどい

入場無料

犯罪や交通事故に遭われた犯罪被害者等の方々が、再び地域において平穏に過ごせるようになるためには、地域の人々の理解と配慮、そして協力が必要です。来る11月15日（日）13時から千葉市生涯学習センターにおいて、「千葉県民のつどい」を開催します。是非ご来場ください。

【申 込 方 法】　郵便番号・住所・氏名・電話番号・人数を書いて郵送、FAX、Eメール、電話で申し込み
※当日入場可（事前申込者優先）

【申　込　先】　〒260-8667（住所省略可）　千葉県生活安全課　TEL 043-223-2333　FAX 043-221-2969
Eメール:anzen@mz.pref.chiba.lg.jp

【申込締切日】　平成27年11月10日（火）

《編集後記》

今年4月に事務局長を仰せつかり5ヶ月が経過しました。毎日忙しく過ごす中で徐々に課題も見えてきました。被害者支援の必要性・重要性が世間に知られていないということです。支援センターの存在もほとんどの県民の方は承知していません。支援の輪を広げるには、まず知ってもらう必要があります。

今、私どもではファンド責任者が中心となって、県内各市町村や各種法人・団体を回って協力をお願いしています。地道な活動ですが、必ず結果がついてくるものと期待しています。（池田）

千葉CVSニューズレター　第22号
（2015年9月発行）
発　行：公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター
発行者：飯田　慶治
印刷所：株式会社太陽堂印刷所
事務局：260-0854
千葉市中央区長洲1-3-1
パークコート100 206号
ＴＥＬ：043－225－5451
ホームページ：http://www.chibacvs.gr.jp